

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 25日

群馬県知事 あて

提出者

住 所 群馬県沼田市井土上町135番地
パナソニック内装建材株式会社 群馬工場

氏 名 工場長 久保田 智芳
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0278-22-5101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	群馬工場
事業場の所在地	群馬県沼田市井土上町135番地
計画期間	令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月 31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：木材・木製品製造業（家具を除く）
②事業の規模	資本金 4億5千万円、 生産高 118億円/年（令和 3年度）、 生産坪数 204万坪/年（令和 3年度）
③従業員数	220人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙②の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
			別紙③-1の通り
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
			別紙③-1の通り
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	別紙④の通り		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	別紙④の通り		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		別紙③-1の通り
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		別紙③-1の通り
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		別紙③-1の通り	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		別紙③-1の通り	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現 状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		別紙③-1の通り
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		別紙③-1の通り
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		別紙③-2の通り

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙③-2の通り</div>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程（発生源）

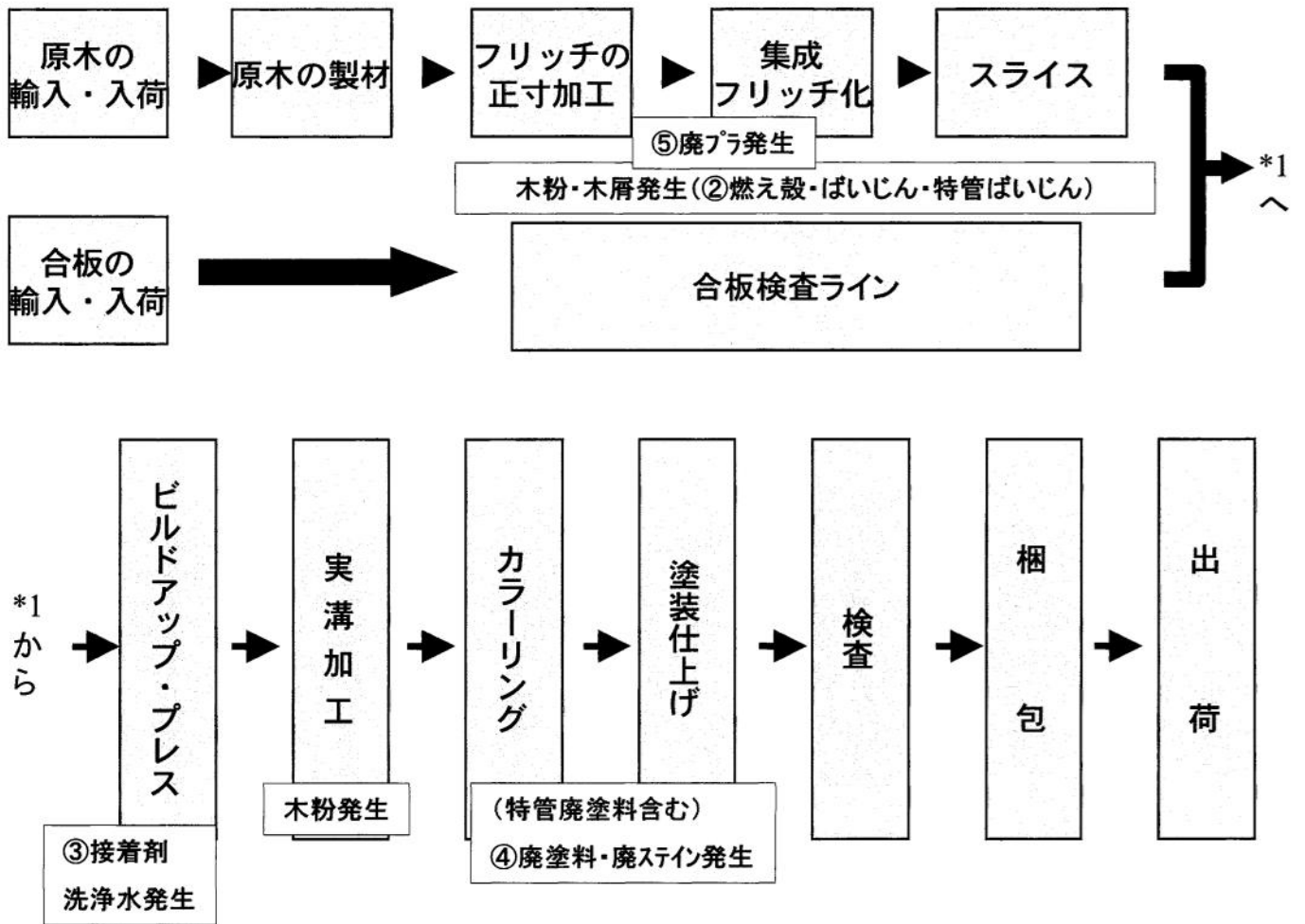


図-1 木質系フロア-製造工程

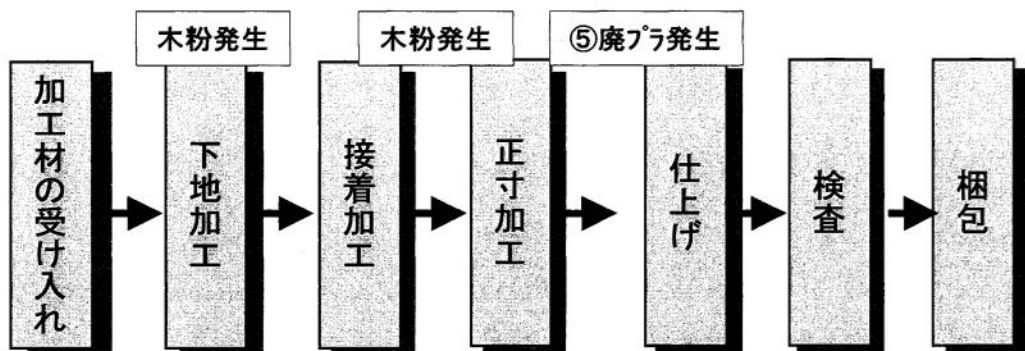
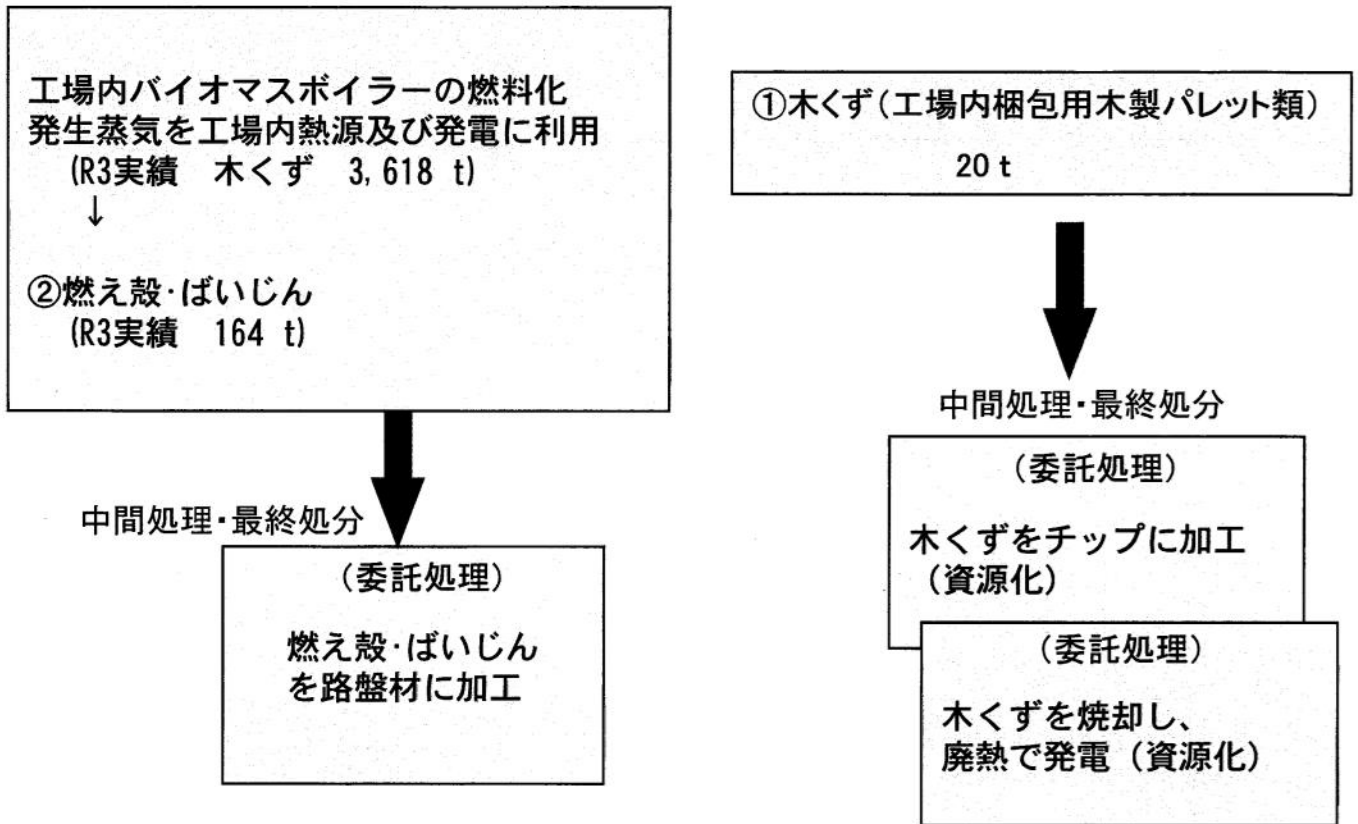
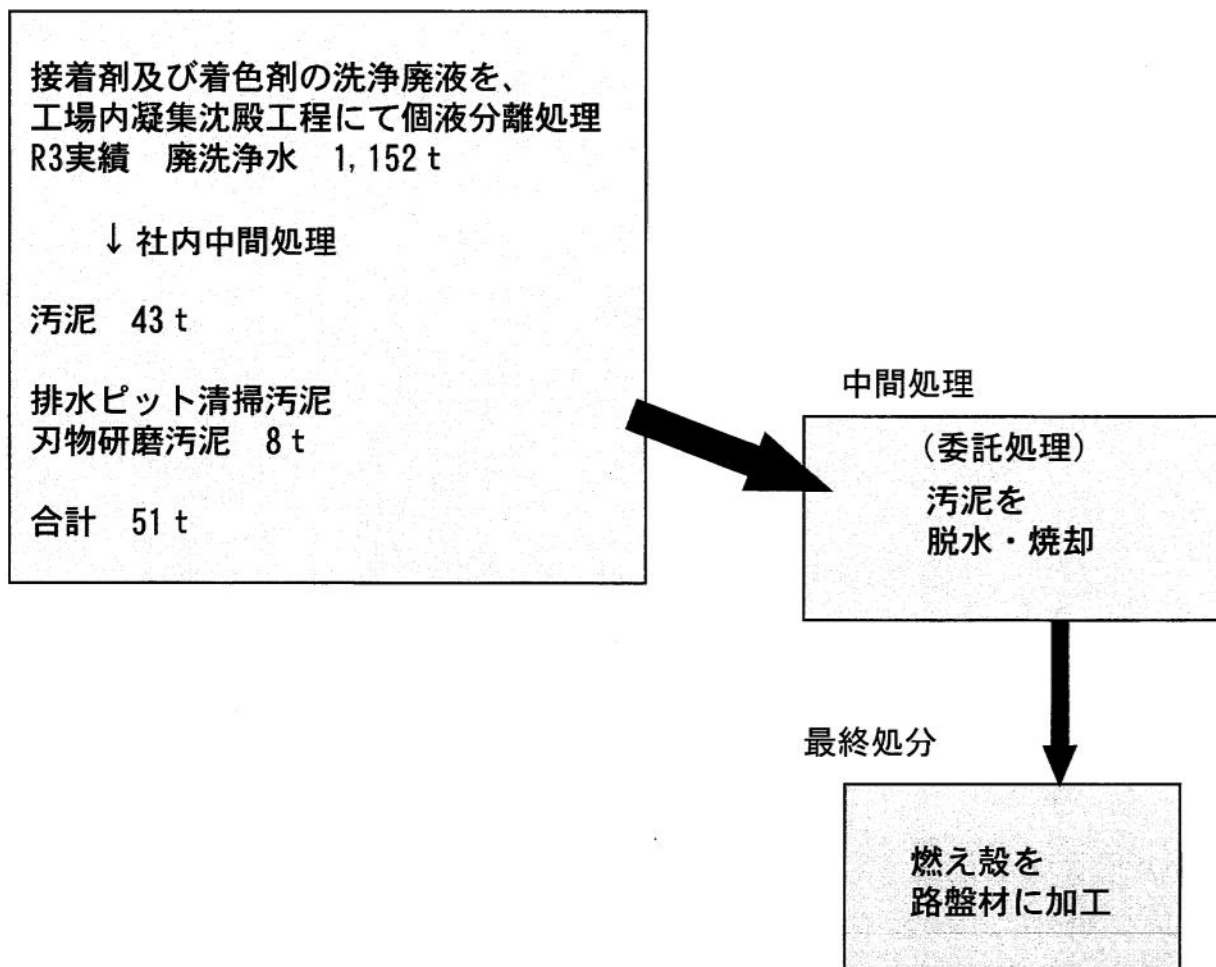


図-2 造作部材製造工程

産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理） ①木くず、②燃え殻・ばいじん



産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理） ③汚泥



産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理）④廃油、廃酸

塗装工程、着色工程、プレス工程からの
塗料、着色材、接着剤、含油水、油泥、等
(液体状のもの)

R3実績 廃油扱い 31 t
廃酸扱い 39 t

中間処理

(委託処理)

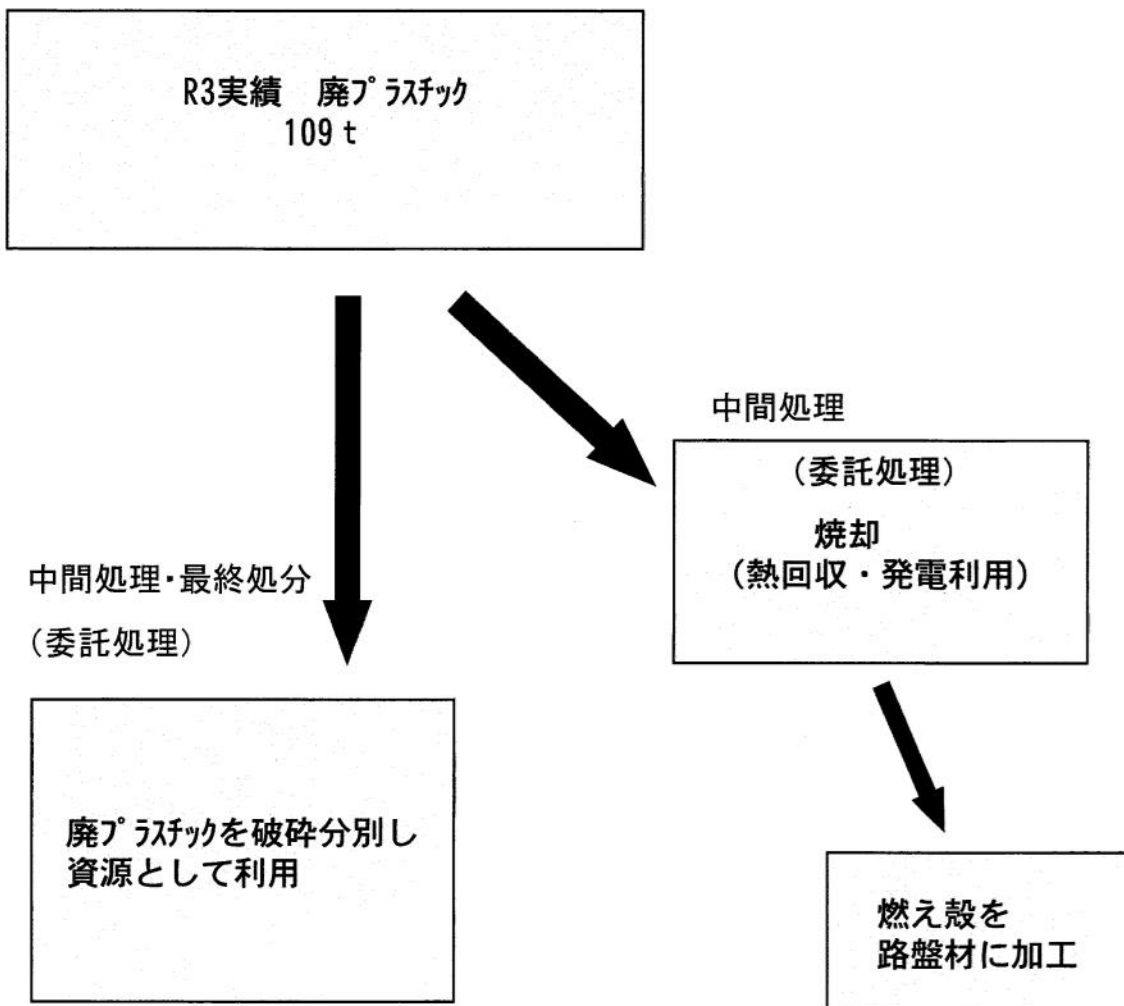
産廃処理業者にて焼却

場内ボイラー及び発電利用

中間処理・最終処分

燃え殻を
路盤材に加工

産業廃棄物の一連の処理の工程（委託処理） ⑤廃プラスチック



別紙②

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(令和5年4月1日現在)

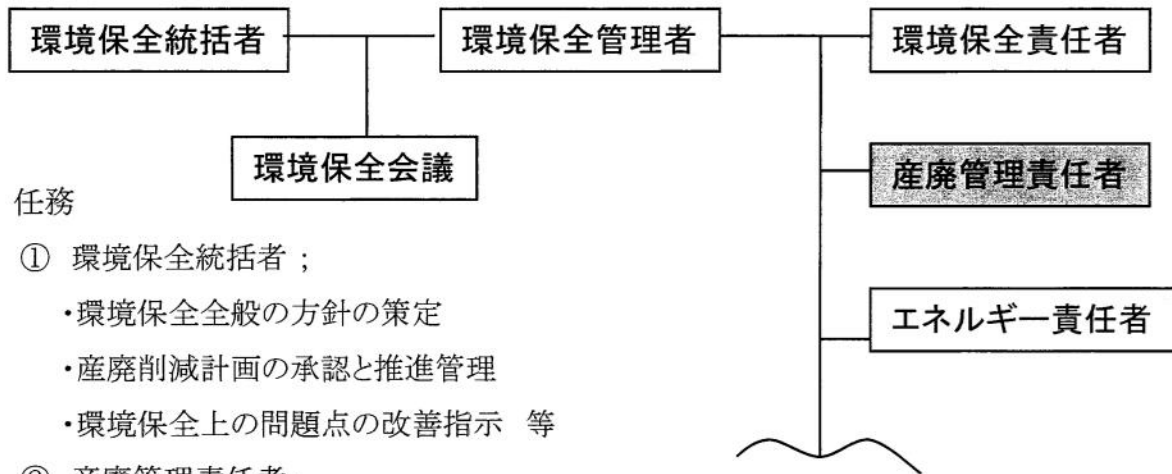
(1)責任者及び管理組織図

環境保全統括者 ; 工場長

産廃管理責任者 ; 製造部長

特別管理産業廃棄物管理責任者; 動力班 班長

H29/11末に、木くず焚き廃棄物焼却炉を廃止し、バイオマスボイラーとして運用し、産業廃棄物処理責任者、産業廃棄物処理施設技術管理者を廃止した。



(2) 任務

① 環境保全統括者 ;

- ・環境保全全般の方針の策定
- ・産廃削減計画の承認と推進管理
- ・環境保全上の問題点の改善指示 等

② 産廃管理責任者;

- ・産廃削減計画の立案と推進
- ・産廃削減のための技術開発または、リサイクル、リユースの方策の開発
- ・マニフェストの総括管理
- ・監督官庁への報告
- ・廃棄物処理に関する従業員への啓発
- ・トラブルへの対応

(3) 環境保全会議

環境保全会議は環境保全統括者が主催し、主な議題は次の通り

- ① 産廃削減、省エネ、環境保全計画の推進状況の確認
- ② 次年度の計画検討

(4) 管理体制

- ① 産廃管理責任者の下に、経営組織単位の産廃削減委員会を設け、各部署での産廃削減への取り組みを推進する。
- ② 各部署別、発生種類別の産廃量を把握し、削減するための資料としている。

(5) 教育・研修

- ① 環境月間、省エネ月間、廃棄物リサイクル月間を中心に、全従業員を対象に、啓蒙教育を実施する。
- ② 産廃削減のために3Rを中心の啓蒙教育を各部署で推進する。
- ③ マニフェストの仕組み・書き方教育を実施し、産廃法の仕組みの理解を推進する。

産業廃棄物の排出抑制に関する事項	排出量 ①現状	前年度(R4年度)実績:1,455.72t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	水銀使用製品 産業廃棄物	廃乾電池類
		58.35	130.47	1,082.34	24.8	31.22	128.54	0	0
		(これまでに実施した取組) マテリアルリサイクル推進による排出量削減。 排出木くずは、木製パレットなど(生産工程からの発生木くずは、バイオマスボイラー燃料化)							
排出量 ②計画		目標:1,500t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	水銀使用製品 産業廃棄物	廃乾電池類
		30	170	1,100	30	40	110	0.3	0.1
		(今後実施する予定の取組) 生産工程からの発生木くずは、バイオマスボイラー燃料として使用を、継続。 分別徹底し、有価材売却による廃プラ削減 不良ロス、品番切替ロス削減活動推進							
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 ①現状	前年度(R4年度)実績:t * * t							
		木くず 燃料	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	水銀使用製品 産業廃棄物	廃乾電池類
		-	-	-	-	-	-	-	-
		(これまでに実施した取組) 生産工程からの発生木くず(バイオマス資源)の燃料として有効利用。							
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 ②計画		目標:t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	水銀使用製品 産業廃棄物	廃乾電池類
		-	-	-	-	-	-	-	-
		(今後実施する予定の取組) バイオマス資源の有効利用継続。							
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	熱回収 減らした量 ①現状	前年度(R4年度)実績:1,152t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	水銀使用製品 産業廃棄物	廃乾電池類
		-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	1,056.62	-	-	-	-	-
		(これまでに実施した取組) 汚泥の社内凝沈処理による排出削減。							
熱回収 減らした量 ②計画		目標:1,200t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	水銀使用製品 産業廃棄物	廃乾電池類
		-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	1,200	-	-	-	-	-
		(今後実施する予定の取組) 社内凝沈処理を継続し、排出削減を継続する							
自らは海洋投入産業廃棄物に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量 ①現状	前年度(R4年度)実績:0 t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	水銀使用製品 産業廃棄物	廃乾電池類
		-	-	-	-	-	-	-	-
		(これまでに実施した取組) 該当なし							
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量 ②計画		目標:0 t							
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	水銀使用製品 産業廃棄物	廃乾電池類
		-	-	-	-	-	-	-	-
		(今後実施する予定の取組) 今後も、なしを継続。							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項	前年度(R4年度)実績:432.38t										
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	水銀使用製品 産業廃棄物	廃乾電池類		
	全処理委託量	58.35	130.47	59	24.8	31.22	128.54	0	0		
	優良業者へ	0	130.47	59	24.8	31.22	112.47	0	0		
	再生利用業者へ	58.35	130.47	59	-	-	85.03	0	0		
	認定熱回収業者へ	0	-	-	-	-	-	-	-		
	認定外熱回収業者へ	0	-	-	24.8	31.22	36.87	-	-		
	①現状	(これまで実施した取組) 熱回収をしていない業者や埋立処分業者への委託禁止。									
		目標:430.3t									
		木くず	煤塵・燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	水銀使用製品 産業廃棄物	廃乾電池類		
全処理委託量	50	130	60	30	40	120	0.2	0.1			
優良業者へ	-	130	60	30	40	100	0.2	0.1			
再生利用業者へ	15	130	60	-	-	90	0.2	0.1			
認定熱回収業者へ	-	-	-	-	-	-	-	-			
認定外熱回収業者へ	-	-	-	30	40	40	-	-			
②計画	(今後実施する予定の取組) 優良・認定・再生事業者への切替促進。										

別紙④

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

工場内から発生する産業廃棄物の種類を下表に示す、この種類ごとに工場内に保管場所を設置し分別している。

産業廃棄物の種類別発生・処理状況

廃棄物の種類	発生源フローシート	性状	処理方法(現状の工程) -凡例-			
			(中):中間処理	(最):最終処分	○:自己処理	●:委託処理
廃油または廃酸類	廃塗料(特管物)	塗装工程	液体	有機溶剤塗料廃液を焼却(中)●	⇒燃え殻を路盤材にリサイクル(最)●	
	廃油または廃酸	着色工程	液体	水性スチン廃液を焼却(中)●	⇒燃え殻を路盤材にリサイクル(最)● (水生スチン廃液は、産廃業者により廃油か廃酸に分類される。)	
	油泥	塗装工程	泥状 (含水率:65%)	〔有機溶剤塗料の泥状の固化した物(廃油) 木材用接着剤の固化前の泥状の物〕	を焼却(中)● ⇒燃え殻を路盤材にリサイク(最)●	
廃プラスチック類/木屑	廃プラスチック製造工程系	全工場	袋詰め	各工程よりのビニール袋、シート、バンド、固化塗料等プラスチック品を焼却(中)● ⇒燃え殻を路盤材にリサイクル(最)●		
	設備メンテナンス系	〃	バラ	各工程よりのビニール袋、シート、バンド等プラスチック品を破砕(中)● ⇒破砕品をRPF化し燃料材にリサイクル(最)●		
	木屑との混合品 廃床暖材	床暖製造工程	バラ	床暖材の製造時に発生する不良製品(木材とプラスチックの混合品)を (中)● ⇒分別ダストをスラグ化路盤材にリサイク(最)●		
	木屑との混合品 廃防音床材	防音フロー工場	バラ	防音床材の製造時に発生する不良製品(木材とプラスチックの混合品)を RPF燃料として加工され燃料製品として使用(最)●		
	PPバンド	全工場	バラ	各工程よりのPPバンドを分別回収、圧縮・減容(中)● ⇒マテリアルリサイクル原料化(最)●		
	ビニール類	全工場	バラ	各工程よりのビニール類を分別回収、助燃材として焼却利用(中)● ⇒焼却灰をセメント原料化(最)●		
	透明ビニール類	全工場	バラ	各工程よりの透明ビニールを分別回収、溶融・固化し、再生プラスチック原料化(最)●		
汚泥	有機性汚泥-1	接着剤洗浄水・着色剤洗浄水	泥状 (含水率:97%)	接着剤・着色剤洗浄水を社内凝集沈殿処理にて脱水(固液分離)○⇒凝沈残さ(含水率:60%) ⇒凝沈残さを脱水乾燥、焼却処理(中)● ⇒燃え殻を路盤材にリサイクル(最)●		
その他	燃え殻・ばいじん	ボイラー工程	木材燃焼残さ	生産工程より発生する木粉・木屑を木屑焚きボイラーの燃料に使用(中)○ (バイオマスボイラーにつき、廃棄物処理施設に有らず。) ⇒燃え殻・ばいじんを路盤材にリサイクル(最)●		
	特管ばいじん	新ボイラー工程	木材燃焼残さ	生産工程より発生する木粉・木屑を木屑焚きボイラーの燃料に使用(中)○ (バイオマスボイラーにつき、廃棄物処理施設に有らず。) ⇒特管ばいじんを焼却再処理(最)●		
	水銀使用製品 産業廃棄物	全工場	廃蛍光管	廃水銀灯・廃蛍光管、電球等を破砕(中)●⇒金属(水銀含む)とガラスに分別しマテリアルリサイクル(最)●		
	ガラス・陶器	全工場	板ガラス類	窓ガラス類を破砕(中)●⇒性状ごとにガラス原料にリサイクル(最)●		
	廃乾電池	全工場		工場内各所からの廃乾電池を分別・破砕(中)●⇒金属とマンガン汚泥に分別し原料にリサイクル(最)●		
	感染性廃棄物 (特管物)	健康管理室	医療系廃棄物	健康管理室より排出される注射針等を入れたポリ容器の特別管理一般廃棄物を焼却(中)● ⇒燃え殻(安定品)を埋め立て(最)●		

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

プラスチックパレットのマテリアルリサイクル化(有価売却)の開始
分別の徹底により、廃プラスチック類のマテリアルリサイクル拡大
●パレット化し、再生プラスチック原料化して売却